○法務省告示第五百八十五号

千葉市花見川区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年十一月三十日

法務大臣　岩城　光英

千葉市検見川町二丁目千八百三十八番地

髙橋　武

○財務省告示第三百六十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を同日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	一・八トン
三	一五トン
四	二七、六一八トン
五	六七二トン
六	二二トン
七	六トン
八	一六・七トン
九	二二、三四八トン
一○	五、三八三トン
一一	一三、○五一トン
一二	三七、五五五トン
一三	三、二五九、七○九トン
一四	七四四、九二二トン
一四の二	三三三、八六一トン
一五	四四九トン
一六	三、六六三トン
一七	七九、二○三トン
一八	八、四三四トン
一九	七九一トン
二○	二八一トン
二一	一五、○二七トン
二二	二七二トン
二三	三、三九四トン
二四	三九トン
二五	○トン
二六	三、二二八トン
二七	八、五七七トン
二八	七トン
二九	二○六トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	三、二五九、七○九トン
一四	七一四、一七七トン

○財務省告示第三百六十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十二万四千二百五十トン

二　冷凍牛肉　十八万四千五百六十八トン

2　平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　四万六千二百六十五トン

二　冷凍牛肉　六万八千三百一トン

○財務省告示第三百六十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十三万五千八百二十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十三万五千八百四十二トン

○財務省告示第三百六十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　八万八十一トン

二　冷凍牛肉　十一万二千三百二十一トン

○財務省告示第三百七十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六第二項及び第二四項に係る物品についての平成二十七年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十七年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年十二月一日

○財務省告示第三百七十一号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

公益財団法人ラグビーワールドカップ二〇一九組織委員会（東京都港区北青山二丁目八番三五号）	ラグビーワールドカップ二〇一九の開催準備費用	平成二十七年十一月三十日から平成二十八年十一月二十九日まで
宗教法人六所神社（愛知県岡崎市明大寺町字耳取四四番地）	重要文化財として指定されている宗教法人六所神社の建造物の保存修理の費用	平成二十七年十一月三十日から平成二十八年十一月二十九日まで